

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
評価対象	年度評価	令和５年度（第４期）	
事業年度	中期目標期間	令和元年度～令和５年度	

２．評価の実施者に関する事項					
主務大臣		環境大臣 Ⅰ－３については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当			
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務）		担当課、責任者	総合政策課長　井上　和也	
	大臣官房（Ⅰ－１，２に関する業務）			環境保健部企画課保健業務室長　堀内　直哉	
	大臣官房（Ⅰ－３に関する業務）			総合政策課環境教育推進室長　黒部　一隆	
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－４に関する業務）			ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長　松田　尚之	
	環境再生・資源循環局（Ⅰ－５に関する業務）			廃棄物規制課長　松田　尚之	
	大臣官房（Ⅰ－６に関する業務）			環境保健部企画課石綿健康被害対策室長　辰巳　秀爾	
	大臣官房（Ⅰ－７に関する業務）			総合政策課環境研究技術室長　奥村　暢夫	
評価点検部局	大臣官房		担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長　平塚　二郎	
主務大臣		農林水産大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）			
法人所管部局	大臣官房		担当課、責任者	環境バイオマス政策課長　佐藤　夏人	
評価点検部局	大臣官房		担当課、責任者	広報評価課長　八百屋　市男	
主務大臣		経済産業大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）			
法人所管部局	GXグループ		担当課、責任者	環境政策課長　中原　廣道	
評価点検部局	大臣官房		担当課、責任者	業務改革課長　清水　淳太郎	
主務大臣		国土交通大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）			
法人所管部局	総合政策局		担当課、責任者	環境政策課長　清水　充	
評価点検部局	政策統括官		担当課、責任者	政策評価官　波々伯部　信彦	

３．評価の実施に関する事項	
ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。 さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。 （外部有識者）※敬称略 ・有田　芳子（主婦連合会参与） ・泉　　淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー） ・西川　秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長） ・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長） ・花木　啓祐（東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授）	

４．その他評価に関する重要事項	
特になし。	

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B	A	A
評価に至った理由	特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評価が大部分を占める。また、全て「B」評価以上であり、全体の評価を引き下げる事象もなかった。 よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。 ● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、ウィズコロナでの DX に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第 4 期中期目標に掲げる 99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。 ● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症に位置付けられたが、事業の質と量を確保することが非常に困難な状況下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。また、評価指標である調査研究に係る外部有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第 4 期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である 3.2 からは 25%増の数値となった。 ● 地球環境基金業務（助成事業）について、令和 3 年度に助成を終了し、終了後 1 年以上経過した実質的な活動継続率は 96.9%と非常に高い継続率を確保するとともに、令和 4 年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした外部有識者の事後評価では、10 点満点換算で 8.4 点と目標（7.5 点）を上回り、第 4 期中期目標期間において最も高い評価が得られた。また、助成金手続きの利便性の向上、効率化等に大きく寄与する取組の実施、助成プログラム等について基金創設以来の抜本的な見直しに取り組んだ。 ● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、認知度の極めて高い俳優を起用した TVCM を全国で放映する等広報媒体を効果的に選択して救済制度の周知を行うとともに、保健所（受付機関）担当者への説明会や地方公共団体が実施する地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会、学会等における医療従事者向けセミナーを開催し、現場への制度周知の取組を実施した結果、第 3 期中期目標期間実績を大幅に上回る相談、申請・請求を受け付けた。さらに、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 ● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、利便性の向上、研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施し、令和 5 年度事後評価において、上位 2 段階（S、A 評価）の評価を得た研究課題の比率が 95%であり、第 4 期中期計画に掲げる目標を大きく上回る結果となった（対第 4 中期計画目標値 136%）。また、令和 5 年度より開始した、第 3 期 SIP 課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が、通期でガバニングボードより「A」評価を受けた。さらに、令和 5 年度より SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	● 公害健康被害補償業務（納付業務）・・・コロナ禍の影響が残る中、令和 5 年度は 15 件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。 また、今後も WEB を用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、

	● 承継業務に係る適切な債権管理等 …一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ● 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化…将来への対策とステップに対応すべく、ERCA 人材育成計画（将来像 WG）を踏まえた取組を行い、更なる推進を図る必要がある。 等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたと認める。 令和5事業年度は、同年度が第4期中期目標期間（令和元事業年度～令和5事業年度）の最終年度として取組を進めた結果、一部業務において新型コロナウイルス感染症の影響が残ったものの所期の目標をほぼ達成できたものと認める。 また、令和5事業年度は、当初の中期目標に定められた業務のみならず、期中に追加されたSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）やBRIDGE（研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム）の関係業務、熱中症対策に係る受託業務など新たな業務にも取り組んでいる。 さらに、令和4年度に機構から主務省に示した、機構の将来像をベースに、令和5年度中に、機構と主務省の関係部局が緊密なコミュニケーションをとって、問題意識の共有を図りながら、環境政策体系における機構の使命や役割を意識した構成の第5期中期目標と中期計画が取りまとめられたことは、独立行政法人評価制度委員会が提唱する独立行政法人と主務省とのあるべき関係を体現しているものと思料する。 また、令和5年8月25日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和4年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。 令和4年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。
その他特記事項	特になし。

様式１－１－３ 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
＜公害健康被害補償業務＞	B	B	A	A	A		12%
徴収業務	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1－1	(8%)
納付義務	B	B	B	B	B	1－2	(4%)
＜公害健康被害予防事業＞	B	B	A	A	A		10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>S</u>	<u>S</u>	2－1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B	A	A	A	2－2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B	A	A	A	2－3	(2%)
＜地球環境基金業務＞	B	B	A	A	A		13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	3－1	(7%)
振興事業	B	B	A	A	A	3－2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B	B	A	A	3－3	(2%)
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務＞	B	B	B	B	B	4	1%
＜維持管理積立金の管理業務＞	B	B	B	B	B	5	1%
＜石綿健康被害救済業務＞	A	B	A	A	A		20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	6－1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B	B	B	B	6－2	(1%)
＜環境研究総合推進業務＞	A	A	A	S	S		13%
研究管理	A○	A○	A○	S○	S○	7－1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>	7－2	(6%)
	B	B	A	A	A		70%

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和3年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考 (評価比率)
	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		

	申告事業者数)														
	未納納付義務者に対する納付督促件数 (納付督促現地実施件数)	－	第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年	2件	0件 (中止)	2件	3件	1件							
	汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数	－	第3期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年	実地調査 99 件 指導件数 214 件	実地調査 0 件 (中止) 試行調査 (書面) 14 件 指導件数 31 件	実地調査 5 件 重点調査 (書面) 20 件 指導件数 63 件	実地調査 5 件 重点調査 (書面) 20 件 指導件数 74 件	実地調査 4 件 重点調査 (書面) 21 件 指導件数 65 件							
	申告書審査による修正・更正処理件数	－	第3期中期目標期間実績：平均 116 件／年	114 件	84 件	62 件	61 件	54 件							
	汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	－	第3期中期目標期間実績：平均 70％	73.1％	73.5％	76.0％	78.4％ (6,361 件 / 8,109 件)	81.0％ (6,565 件 / 8,109 件)							
	オンライン申告セミナーの開催数	－	第3期中期目標期間実績：平均 16 件／年	25 回	0 回 (中止)	0 回 (中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (2,120 再生)	0 回 (中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (累 計 3,280 再生)	0 回 (中止) ※オンライン申告の促進動画の配信 (累 計 4,523 再生)							
	ペイジー(※1)を利用した収納件数	－	第3期中期目標期間実績：平均 62 件／年 (※2)	749 件	1,037 件	1,361 件	1,636 件	1,925 件							
	申告納付説明・相談会の開催件数 (会場数)	－	第3期中期目標期間実績：平均 103 件／年	103 会場 ※問合せ対応 (1,134 件)	0 会場 (中止) ※フリーダイヤル停止	18 会場 (オンライン) 及び申告納付動画の配信 (3,300 再生) ※問合せ対応 (3,283 件)	0 会場 申告納付動画の配信 (2,610 再生) ※問合せ対応 (2,938 件)	0 会場 申告納付動画の配信 (1,201 再生) ※問合せ対応 (4,025 件)							

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

(※1) ペイジー (Pay-easy)：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

(※2) 導入した平成 29 年度は、年間計 4 回の収納期限のうち、4 回目からの導入であったため、1 回分の件数となっている。

					きた。また、ICT（情報通信技術）を活用するなど民間事業者の創意工夫により、経費についても第4期中期目標期間の契約比で約44%（3.4億円）を削減し、4.3億円で契約することができた。 令和5年度から5年間の契約で締結した株式会社東京商工リサーチ（全国に81拠点）と連携を図り、令和6年度（第5期中期目標期間）の申告・納付に向けて、公共サービスの質の維持向上のため、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き及びマニュアル等の見直しを行い、徴収関連業務従事者及び納付義務者対象の説明会用の動画を作成し提供した。（1月～3月） イ．納付義務者からの相談、質問事項等への対応 （ア）説明・相談会の実施 申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、事業者からのアンケート結果を参考にICTを活用した新しい開催方法により実施している。令和4年度に続き、令和5年度についても動画配信形式（4月1日～5月15日 1,201再生）により開催した。 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」については、2023年度版からこれまでの冊子による配布を取り止め機構ホームページにおけるダウンロード形式に変更し、紙資源及び経費の削減並びに業務効率化を図った。 （イ）納付義務者からの問合せへの対応 令和5年度の電話（フリーダイヤル）問合せは2,031件（4月～5月）で、令和4年度（1,655件）より約23%増加した。また、令和5年度の間合せフォーム（メール）からは1,994件（4月～5月）で、令和4年度（1,283件）より約55%増加した。なお、令和5年度の間合せフォームからの問合せ（1,994件）のうち、776件の電子申告等届出書等に関する問合せについてはRPA（Robotic Process Automation）を用いて返信メールを自動作成し、定形業務の作業効率化を図った。RPAではその他、これまで外注していた納付義務者からのアンケート（2,373件）の自動集計に活用した。これらのRPA活用が21人日の削減につながり、削減できた時間を使ってシステム改修案件の仕様書作成業務を遂行し、超過勤務削減にも寄与した。さらに11月からオンライン申告認証情報の返信メール自動作成を開始し、3月末に納付義務者の情報収集を行うための官報自動検索を完成させた。	○申告関係書類の削減 納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。 ○人づくりの取組 制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、現地見学の研修実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も生かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。 ＜課題と対応＞ ○課題1：財源の適正な確保 被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。 ○課題2：申告・納付の促進 平成31年からの徴収関連業務委託契約が令和6年2月に終了し、第5期中期目標期間については新規委託先に変わるため、次期契約においても、民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICTを活用した研修会及び説明会を実施していく必要がある。 ○課題3：脱炭素への対応 カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後のSOx排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。 ○課題への対応 賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じてDXを推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。	以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 納付義務者の利便性の向上と業務効率化にむけて、納付手続におけるICTのさらなる活用に努めていただきたい。 ＜その他事項＞ 特段なし
--	--	--	--	--	--	---	---

					また、令和4年度に機構内で試行的に導入した AI チャットボットを申告納付期間中に機構ホームページへウィジェット搭載し、納付義務者からの問合せに 24 時間対応できるようにして、フリーダイヤルや問合せフォームの補完的役割を担い、納付義務者の利便性向上及び問合せ者のストレス軽減を果たした。 公害健康被害補償制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、令和4年度に続き令和5年度についても四日市市と連携・協力のもと令和4年度にリニューアルした「四日市公害と環境未来館」、コンビナート見学を組み入れた研修会を開催し、補償業務部、予防事業部のほか総務部や財務部の管理部門を含む 13 人の職員が参加した。令和5年度においては、新たに納付義務者の事業場内の見学と企業の対応について元社員からの講義を組み入れ、公害への理解を深める機会とした。研修前には、公害健康被害補償業務や機構の前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地などについて事前勉強会を実施した。研修後には、機構全体で Web 報告会を開催して、研修当日の様子の録画や研修参加者のインタビューを動画にまとめ、公害の歴史、課題、今後の取組に係る重要性などについてフィードバックを行った。（9月～10月） また、四日市公害と同様に大気系公害に係る研修を大阪市西淀川地区の団体と連携・協力のもと実施し、18人が参加した。公害健康被害者の声をはじめ、西淀川大気汚染公害裁判に関わったステークホルダーの話を直接聞き、公害のもたらす被害への理解を深め、機構職員としての見識を高めた。（11月） なお、研修の結果は、当該団体の HP や関係団体の機関紙やで紹介された。		
		② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。	② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。	汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（督促後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年）	② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施		
					申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督促を行った。		
					督促の結果、納付義務者数 8,130 事業者中、期日時点で未申告者は 383 事業者であったが、362 事業者が申告に応じ、3月末時点において 21 事業者まで未申告者を縮小させ、99.7%（8,109 件/8,130 件）と高い申告率を確保した。		

	(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率:毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。	汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99.980%（24,390,009 千円/24,394,912 千円）		
	＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。	① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。 ② 督促に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。	未納納付義務者に対する納付督促件数（納付督促現地実施件数）（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件／年、過年度分 平均5件／年）	① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施 納付督促については、電話による督促を85事業者（納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して実施した。その効果もあり、収納率は99.980%と高い水準を保っている。なお、4事業者は破産手続が開始されたため、交付要求を実施した。 ② 過年度の未納の納付義務者に対する措置 令和4年度以前の未納の納付義務者（以下「未納者」という。）は、令和5年度期首時点で6事業者であった。そのうち、1事業者は不納欠損の処理を実施し、1事業者は破産手続中のため交付要求中である。4事業者は納付計画に基づく納付が継続中であり、引き続きこれらの納付状況を確認していく。		
	(C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均41件／年）	(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。 ① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。((A)②と同)	(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。 ① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。((A)②と同)	汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保	(C) 制度の適正性・公平性の確保 ① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施 ((A)②と同様のため省略)		

			申告誤りを防止するための説明資料への反映やマニュアルの更新などの対策を講じる。		(資料編 P4_補償4 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果) また、用紙申告で単純な計算誤り等のあった 48 事業者に対して、オンライン申告（簡易版含む）の慫慂を行った。 今後、誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を 2024 年度版申告作成マニュアル等に反映し、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。 限られた人員で効果的かつ効率的な審査を行うため、以下の取組を実施した。 ・紙資料で保管している申告関係書類（約 4 万ページ）の電子化を行った。検索性の向上による業務の効率化がもたらされ、更にテレワークへの対応により働き方改革にも資することができた。また、資料を格納していたキャビネット空間をオフィス改革して、新しい発想をもたらすことが期待されるコミュニケーションの場に変更し、業務の効率化や活性化につなげた。 ・審査業務について外部委託の可能性を検討するための調査を行った。得られた審査業務の課題に基づき、作業内容や業務フローの見直しを令和 6 年度中に実施予定である。 ・実務経験者の減少等により調査技術の承継が困難になっていることから調査経験を補うため調査事例の共有による勉強会や納付義務の承継研修等を部内職員に対して実施した。	
(D)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進	(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。	(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。	汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）	(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率：81.0%		
＜関連した指標＞ (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）	① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン	① オンライン申告を奨励するため、簡易にオンライン申告が可能な Web 入力フォームを新たに実装し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図り、オンライン申告へ	オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	① オンライン等申告の促進 納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、以下の取組を実施した。 ・申告の対象となるばい煙発生施設等を有しておらず、算定様式の作成・提出が不要となる事業者を対象として、オンライン申告システム内に Web 上で直接入力することで申告が完了となる入力フォームを設け、オンライン申告（算定様式なし用）を稼働した。当該入力フォーム		

		申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。	の移行を促す。		から申告を行った事業者は 982 件であった。オンライン申告率は 77.9%に伸長した。 - 令和 4 年度オンライン申告を行った事業者のうち、令和 5 年度において用紙申告又は FD・CD 申告へ変わった事業者を対象とした個別調査（9 月） 「FD・CD 申告」の終了に伴うオンライン申告への誘導案内（11 月、翌年 2 月） 結果として、電子申告（オンライン及び FD・CD）率は 81.0%となった。		
(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）	② オンライン申告の未実施又は操作に慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。	② オンライン申告未実施事業者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、未実施事業者に対するフォローやニーズ調査を行い、利便性向上のための取組を実施する。 ③ 令和 6 年度の機構内クライアントシステムの更新に対応するため、導入された OS 及びブラウザで徴収・審査システムが稼働できるように更改の準備を進める。			② オンライン申告システム ((D)①同様のため省略) ③ 徴収・審査システムの改修等 - インターネットバンキングを活用した納付金データ取り込みによる業務効率化（9,238 件） 令和 4 年度までは、銀行に入金されていた汚染負荷量賦課金額について、銀行から送付される FAX 又は通帳の入金情報及び銀行から送付される領収済通知書を根拠にシステムに手入力していたが、インターネットバンキングから入金情報をダウンロードして徴収・審査システムに取り込めるようにシステムに機能追加の改修を行うことで、業務効率化を図った。令和 4 年度比で入力作業員 16 人日分（5/1～15 分：4,165 件）を削減することができた。 - 禁煙治療の費用の助成に関する事業に係るシステム改修 令和 6 年 7 月から公害保健福祉事業「禁煙治療の費用の助成に関する事業」を運用開始される予定となったため、急遽、現在稼働している徴収・審査システム内の福祉事業システムに機能を追加する改修を進めることとした。令和 6 年 5 月末までに完成するようにシステム改修を進めた。なお、ブラウザ改修は令和 6 年度に実施する予定である。		
(d3) ペイジーを利用した収納件数（前中	③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジ	④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジー等	ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実	④ 電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進			

	期目標期間実績：平均62件／年※ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコン や スマートフォン ・ 携帯電話、 ATM から支払うことができるサービス	ーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。	を利用した電子収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。	績：平均62件／年） ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ 被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。	ペイジーの利用は、1,925 件（令和4年度同月対比 18%増）に増加した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。 ・納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、新たにみずほ銀行、千葉銀行並びに北國銀行の3行が取扱い開始に至った。 ・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新 ・汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付（7月・10月・1月） ・これまで同封していた「電子納付用入力シート」を廃止し、このシートの内容を納付義務者にペイジー利用を促すリーフレットに盛り込んで配布（延納分の納付書発送時等）することにより事務の効率化を図った。 ・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知		
	(d4)申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均103件／年）	④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。	⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、ICTを活用し、申告納付説明・相談会を開催するとともに、「賦課金特設サイト」のチャットボットや問合せ対応のRPAなどの最新技術を活用した対策を試行・検討する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握して対策	⑤ 説明・相談会の実施等 ((A)①イ（ア）と同様のため省略）			

			を講じる。 ⑥ 申告関係書類等について、紙媒体での配布を削減し、HPでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。 ⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。 ⑧ 受託事業者の担当者を対象に、制度や申告の手続について、正しく理解してもらうため、徴収業務の点検・指導方法等を習得するための研修資料を提供し、受託者の創意工夫でWeb など活用して、効率的かつ効果的な研修を実施いただくよう、指導・調整を行う。		⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂 ((A)①イ（ア）の後段と同様のため省略) ⑦ 納付義務者からの問合せへの対応 ((A)①イ（イ）と同様のため省略) ⑧ 担当者研修会の開催 ((A)①アと同様のため省略)		
--	--	--	--	--	---	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

										経常利益（千円）	630,827	1,324,409	820,403	771,010	△96,249
										行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708	34,605,186	32,743,828	31,267,414
										従事人員数	20	20	20	20	20

注 2）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

					(資料編 P5_補償5－② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移) (資料編 P6_補償6 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移) (資料編 P7_補償7－① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)) (資料編 P8_補償7－② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域))		
--	--	--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

<

						域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高めていく。	
--	--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

			⑤ 企業協働プロジェクト「LOVE BLUE 助成」の助成団体間の交流会を開催し、ネットワークの促進を図る。	＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	⑤LOVE BLUE 助成団体間交流会の開催 令和5年度は、LOVE BLUE 助成先団体のうち、代表4団体が1月に開催された「釣りフェスティバル 2024 in Yokohama」において活動成果を発表するとともに、団体間で交流を図った。		
--	--	--	---	---	--	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

